

投票所入場券は

これがなくても投票はできます。入場券がないときは、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

不在者投票は

投票当日、正当な事由によって投票所へ行って投票することができない選挙人のための制度です。そのような方は、入場券又は身分を証明するものと印鑑を持って、最寄りの選挙管理委員会へお出かけください。

告示日から投票日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日も含む）できます。

せつかくの投票が…

せつかく投票された一票も、次のような投票は“無効”となります。

候補者のほかに「必勝」など他のことを記載した場合は無効となります。

投票用紙には候補者の名前だけを書いてください。



投票参加求めます！



原則としてできません。
選挙の時に有権者が候補者に陣中見舞としてお酒を持っていくことも禁止されています。

選挙事務所に激励に来た人に対してお弁当など飲食物を出すことも禁止されています。

運動員・労務者にはお弁当を出せますが、数量と金額に制限があります。

参議院福岡県選出議員補欠選挙

9月29日(日) 午前7時～午後6時
(一部の地域は除きます。)

投票は
明るいあすへの
第一歩



皆さん

ご存じですか

政治家(市町村議会議員
市町村長など)
寄附は禁止されています。

います。

1、政治家(候補者、候補者となる者)が選挙区内にいる者に対して寄附をすることは、いかなる名儀をもつてするものであっても禁止されており、原則としてすべて罰則の対象となります。

2、政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すと処罰されます。

3、政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌などにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すと処罰されます。

4、後援会が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すと処罰されます。

5、有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めることがあります。

このようなことは禁止されています。



各種会合へのご祝儀・寸志



金のかからない
政治・選挙のために
寄附禁止のルールを
守りましょう。

葬式の花輪や香典



テレビスポットによる啓発(平成3年9月29日投票日当日放送用)



♪ 明日のために

♪ わたしたち自身のために



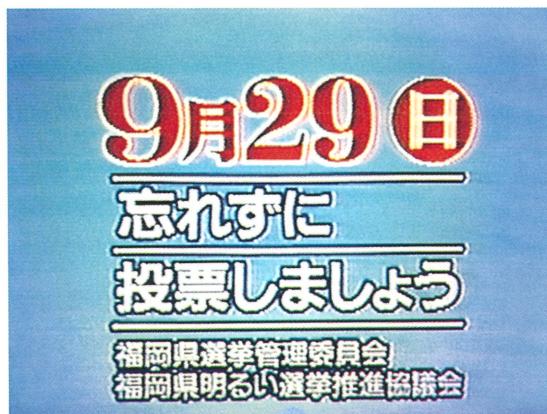
♪ しあわせづくりの





♪ 大切な一票です。

♪ 今日は



♪ 参議院議員
補欠選挙の
投票日です。

参議院福岡県選出議員補欠選挙

投票は

明るいあすへの

第一歩



9月29日

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

福岡県議会議員補欠選挙（筑紫野市選挙区）



生かしましょう

あなたの一票 あなたの声を

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

新聞広告による啓発

参議院議員補欠選挙
9月29日(日)は選挙です。
福岡県選挙管理委員会／福岡県明るい選挙推進協議会

参議院議員補欠選挙
9月29日(日)は選挙です。
投票は
明るいあすへの
第1歩
福岡県選挙管理委員会
福岡県明るい選挙推進協議会

きょうは
投票日。
投票は明るいあすへの第1歩
**参議院議員
補欠選挙**
福岡県選挙管理委員会
福岡県明るい選挙推進協議会